

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 ・道路の区域変更（2件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定計量器定期検査の実施 ・農地法に基づく農地を利用する権利の設定の裁定 ・土地改良区の役員の就退任 ・測量の実施 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊泳区域の指定 <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の実施 	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 業 振 興 課 道 路 維 持 課</p> <p>計 量 検 定 所 農地利活用推進室 農 村 整 備 課 建 設 企 画 課</p> <p>地 域 課</p> <p>長崎県公立大学法人</p>
--	---

告 示

長崎県告示第470号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和2年7月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第一種特定海洋生物資源の令和2年7月から令和3年6月の知事管理量は以下のとおりである。</u></p> <p><u>【まさば及びごまさば】</u></p>	<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>第一種特定海洋生物資源の令和元年7月から令和2年6月の知事管理量は以下のとおりである。</u></p> <p><u>【まさば及びごまさば】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>27,000トン</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>

22,000トン

(注) 略

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量については、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろは別に定めるものとする。

(1) 略

(2) 第一種特定海洋生物資源の令和2年7月から令和3年6月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定め

ない。
また、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業 21,300トン

(注1) まあじ、まいわし、まさば及びごまさばについて、農林水産大臣により、2に定める知事管理量に変更された場合には、採捕の種類別の数量は、当該知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量(100トン未満(まいわしについては10トン未満)の端数は切り上げる。)とし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

まあじ：91.22%

まいわし：99.45%

まさば及びごまさば：96.57%

(注2) 略

(注) 略

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海区別又は期間別の数量については、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろは別に定めるものとする。

(1) 第一種特定海洋生物資源の令和元年7月から令和2年6月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定め

ない。
また、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業 26,100トン

(2) 略

(注1) まあじ、まいわし、まさば及びごまさばについて、農林水産大臣により、2に定める知事管理量に変更された場合には、採捕の種類別の数量は、当該知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量(100トン未満(まいわしについては10トン未満)の端数は切り上げる。)とし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

まあじ：91.22%

まいわし：99.45%

まさば及びごまさば：96.5%

(注2) 略

長崎県告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 有川奈良尾線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町奈良尾郷字高井旅967番2地先から 南松浦郡新上五島町奈良尾郷字高井旅967番2地先まで	前	33.9~36.4	7.7	
	後	33.9~43.2	7.7	

長崎県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市指方町2546番3地先から 佐世保市江上町964番5地先まで	前	17.0~52.3	693.2	
	後	20.7~84.0	693.2	

公 告

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

小値賀町

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	小値賀町全地区	離島待合所	7月29日	9時から10時30分まで
所在場所検査		計量器の所在の場所	7月28日から 7月29日まで	10時30分から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

農地法に基づく農地を利用する権利の設定の裁定（公告）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下、「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	田	296
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	田	333
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	田	452
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	田	2,368
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	田	1,070
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	田	707
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	田	322
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	田	1,248
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	田	448
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	田	139

2 利用権の内容

番号	農地の区分	利用権の内容
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	田
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	田
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	田
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	田
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	田
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	田
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	田
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	田
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	田
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	田

3 利用権の始期及び存続期間

番号	農地の区分	利用権の始期	存続期間
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	令和2年9月1日	10年
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	令和2年9月1日	10年
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	令和2年9月1日	10年
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	令和2年9月1日	10年
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	令和2年9月1日	10年
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	令和2年9月1日	10年
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	令和2年9月1日	10年
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	令和2年9月1日	10年
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	令和2年9月1日	10年
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	令和2年9月1日	10年

4 借賃に相当する補償金の額

番号	農地の区分	借賃に相当する補償金の額
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	2,960円
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	3,330円
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	4,520円
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	23,680円
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	10,700円
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	7,070円
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	3,220円
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	12,480円
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	4,480円
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	1,390円

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに長崎地方法務局壱岐支局に補償金を供託すること。

6 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

番号	農地の区分	所有者等に係る情報
1	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元712番	平成27年7月8日に壱岐郡勝本町本宮仲触746番地の吉田均が死亡した後、その所有者が確知できない状態となっている。
2	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元713番	
3	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元716番	
4	壱岐市勝本町本宮仲触字地正745番2	
5	壱岐市勝本町本宮東触字里1151番	
6	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番1	平成26年1月23日に壱岐郡勝本町本宮仲触1002番地の林田集が死亡した後、その所有者が確知できない状態となっている。
7	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元701番2	
8	壱岐市勝本町本宮仲触字井ノ元724番1	
9	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番1	
10	壱岐市勝本町本宮東触字里1164番2	

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宇久土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
菅 弘 一	佐世保市宇久町平266番地	吉 田 正 幸	佐世保市宇久町平328番地1

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県土地改良事業団体連合会空池原土地改良区理事長から公共測量（空池原地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨

の通知があった。

令和2年6月26日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市 加津佐町 空池原地区	令和2年6月26日から 令和3年2月22日まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第18号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）第7条の規定により、遊泳区域を次のように指定する。

令和2年6月26日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

番号	海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	指 定 期 間
1	伊王島海水浴場	長崎県長崎市伊王島町一丁目2129番地	「伊王島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月4日～ 令和2年9月30日 (89日間)
2	大崎海水浴場	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷290番地	「大崎海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月19日～ 令和2年8月20日 (33日間)
3	白浜海水浴場	長崎県佐世保市俵ヶ浦町3494番地	「白浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月11日～ 令和2年8月20日 (41日間)
4	高井旅海水浴場	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷965番地3	「高井旅海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月1日～ 令和2年8月31日 (62日間)
5	筒城浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城仲触2100番地地先	「筒城浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
6	大浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触1622番地1地先	「大浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)

7	錦 浜 海 水 浴 場	長崎県壱岐市石田町筒城東触842番地16地先	「錦浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
8	大 島 海 水 浴 場	長崎県壱岐市郷ノ浦町大島398番地地先	「大島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
9	塩 樽 海 水 浴 場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2786番地2地先	「塩樽海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
10	小 水 浜 海 水 浴 場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触15番地地先	「小水浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
11	里 浜 海 水 浴 場	長崎県壱岐市郷ノ浦町里触316番地地先	「里浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
12	串 山 海 水 浴 場	長崎県壱岐市勝本町東触2625番地6地先	「串山海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
13	辰ノ島海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2790番地1地先	「辰ノ島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)
14	清石浜海水浴場	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦636番地32地先	「清石浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和2年7月18日～ 令和2年8月31日 (45日間)

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年6月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学シーボルト校3クランクギャッチベッド一式
- (2) 調達物品の特質等
詳細は入札説明書による。

- (3) 納入期限
令和2年12月25日（金）
 - (4) 納入場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
 - (3) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
 - (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、2の(2)のイの資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。
なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。
（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。
（提出期限）令和2年7月8日（水）17時00分
 - 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500
 - 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
 - 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和2年7月3日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
 - 7 同等品承認申請の提出期限及び場所
（提出期限）令和2年7月8日（水）17時00分
（場所）4の部局とする。
 - 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
 - 9 入札・開札の場所及び期日等

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

(期日) 令和2年7月21日(火) 10時30分開始

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、9の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥